

連合本部退職者の会『便り』(2026 年 8 月)第 35 号

◆連合本部退職者の会 E-mail : rengo-obog@sv.rengo-net.or.jp

高額療養費の負担限度額引き上げ 8 月実施
OTC 類似薬の一部保険外負担など更なる負担も増大

高額療養費の負担限度額を今年 8 月と来年 8 月に 2 段階で引き上げる政令が閣議決定された。また、先の特別国会で成立した「健康保険法等の改正」により、OTC 類似薬の新たな追加負担が来年 3 月に実施され、後期高齢者医療の保険料・窓口負担割合に金融所得が反映されることになった。加えて、政府の 2026 骨太方針には、「高齢者医療の原則 3 割負担への検討」が明記され、年末に向け政府・与党内で検討される。なお、高齢者も新たに負担する「子ども・子育て支援金制度」が今年度から実施されている。

＜Ⅰ＞高額療養費の 8 月引き上げ

政府は 7 月 24 日、高額療養費制度の見直し(2 段階での限度額引き上げ等)に関する「健康保険法施行令等を改正する政令」を閣議決定した。その結果、自己負担限度額の引き上げが、今年 8 月から所得に応じて 4～7%増、来年 8 月からは最大 38%増と 2 段階で実施される。

70 歳以上の低所得層を対象に負担軽減する「外来特例」は、存続されたものの以下の通り引き上げられた。

【図表-1】 70歳以上の外来特例の見直し ※[]内は年間上限額			
年収区分(万円)	現 行	①2026.8～	②2027.8～
約260～約370			28,000円 [年21.6万円]
約200～約260	18,000円 [年間上限: 14.4万円]	22,000円 [年間上限: 21.6万円]	28,000円 [年21.6万円]
			22,000円 [年21.6万円]
～約200			
住民税非課税	8,000円	11,000円 [年9.6万円]	13,000円 [年9.6万円]
住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	8,000円 (据え置き)	8,000円 (据え置き)

注) 外来特例は70歳以上の低所得者(年収370万円未満)を対象に、外来の自己負担の月額上限を低くしている。

また、2027 年 8 月からは、年収区分が細分化され、年収に応じて負担限度額が引き上げられ、現行より最大 38%負担増となる。なお、70 歳未満にも「年間上限」が新設され、これまで限度額上限に達しない、あるいは多数回該当(年 4 回以上)に該当しない場合でも、年間での負担上限ですむことになる(詳しくは「便り」No.30 号 2026.1 に掲載)。

◆高額療養費に関する政令改正のパブリック・コメント

「高額療養費に関する政令改正」へのパブリック・コメントに対しては、「4300 件の意見があり、政令案の改正は『無』とされた(7.29 結果公表)。大多数の意見は、今回の負担増への反対や制度見直しであった。筆者もパブコメに対し、多数回該当と世帯合算の運用見直しの意見を提出した。その内容は、①「70 歳未満の場合、支払いが 21,000 円を超えなければ合算対象にカウントされない。70 歳以上と同様に全て

の自己負担を対象にすべき(厚労省の考え方／多額の財源が必要であり、慎重な検討が必要)。」②「転職や退職で保険者変更により、合算対象がリセットされる。保険者変更でも通算できる仕組みにすべき(厚労省の考え方／実務的な課題があるが、今後検討する)。

＜Ⅱ＞健保法改正による OTC 類似薬の保険外負担

先の特別国会で成立した「健康保険法改正」により、来年 3 月から頭痛・痛み止め、かぜ・花粉症薬、湿布薬等(約 1,100 品目)の OTC 類似薬(市販薬と同成分の保険医薬)に別途の保険外負担(特別の料金:薬剤費の 1/4)が新たに導入される。従来の自己負担割合に、この特別の料金が加算されることになる。

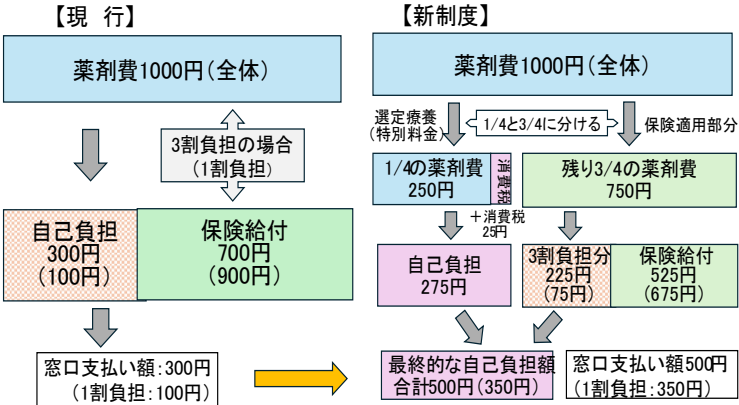
なお、対象外となる子ども・難病等の長期患者や低所得者、及び対象となる医薬品の選定については、現在、専門の検討会等で審議されている。

◆OTC 類似薬の追加負担の計算方法

＜例＞薬剤費が 1000 円で 3 割(1 割)負担の場合

現在の窓口負担は 300 円(1 割で 100 円)だが、新たな制度では、医薬費の 1/4 にあたる 250 円(+消費税 10%)が「特別の料金」(275 円)として加算される。保険対象分 750 円の 3 割負担分(225 円)との合計で 500 円(1 割負担 350 円)が新たな窓口負担となる(図表-2)。

【図表-2】 OTC類似薬の追加負担の計算(現行と新制度)



この結果、現役等の 3 割負担の場合は、現行の約 1.7 倍、75 歳以上の高齢者は現行の 3.5 倍の負担増となる。負担割りが少ない人ほど窓口負担が重くなる(図表-3)。

【図表-3】薬剤費1000円の場合、負担割合による比較					
負担割合	現行の窓口負担(A)	特別料金(1/4+消費税)	負担割合分(750円)	最終的な窓口負担(B)	(B)/(A)
3割負担	300円	275円	225円	500円	1.7倍
2割負担	200円	275円	150円	425円	2.1倍
1割負担	100円	275円	75円	350円	3.5倍

この OTC 類似薬の「特別の料金」(保険外負担)について、昨年末の自民・維新の与党協議では、2027 年度以降に、対象医薬品の範囲の拡大と「特別の料金」(薬剤費の 1/4)の引上げを検討するとされた。

実際、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品を患者が希望する場合の「特別の料金」(2024 年度新設の先発品と後発品の「差額の 1/4」)が、今年度の薬価改定で 6 月から「差額の 1/2」に変更された。しかも、この「特別の料金」(保険外負担)は、高額療養費の対象外でもあり、今後、OTC 類似薬の保険外負担が拡大して、保険適用「完全除外」となれば、さらに患者負担は増大する。

また、今回の健康保険法改正で、75 歳以上の後期高齢者については、金融所得(株式配当、譲渡益等)を含めて、保険料・窓口負担割合を判定することになった。実施時期は、金融機関からの法定調書等を集約するためのシステム設定等もあり 4~5 年先となる。

一方、今回の健保法改正には、出産費用の無償化(出産一時金に代わる給付方式の導入)や子育て世帯の国保保険料の軽減など評価すべき内容も含まれている。

＜Ⅲ＞骨太方針 2026 に「高齢者医療の原則 3 割負担」を明記

7 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」には、高齢者の医療費の窓口負担についての見直し方針が盛り込まれた。その内容は、選挙公約で「70 歳以上も原則 3 割負担」を掲げる日本維新の会と自民党との与党協議を踏まえて、「原則 3 割となっている現役世代との間で年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う」と記載された。しかし、「原則 3 割負担」について、自民党と維新とでは、大きな温度差があると言われているが、今後、70 歳以上の外来特例のあり方や、現在の負担割合(75 歳以上原則 1 割、70 歳以上 2 割、3 割)の所得基準の見なし等について、年末に向けて議論が本格化する。

＜Ⅳ＞子ども・子育て支援金も本年 4 月から実施

子ども・子育て支援金制度が本年 4 月から実施され、後期高齢者等も支援金を負担している。この支援金(1 兆円)は、子ども・子育て支援の充実・強化(児童手当の拡充、こども誰でも通園制度等)のための財源(こども未来戦略「加速化プラン」3.6 兆円)に当てられる。支援金は、各医療保険者を通じて徴収され、加入者平均では 2026 年度月額 250 円(2028 年度 450 円)で、被用者保険の被保険者 1 人当たり 500 円、国民健康保険で一世帯当たり 330 円、後期高齢者医療の加入者 1 人当たり 200 円(2028 年度 350 円)と試算されている。

◆「支援金の実質負担ゼロ」は高齢者に該当しない

なお、支援金の負担は、社会保障の歳出改革や賃上げ等による社会保険料軽減によって、相殺され、新たな負担はないとされている。裏を返せば、医療保険や介護保険の窓口負担増・給付削減による社会保険料削減が前提となっていると言える。社会保障の歳出改革は、特に高齢者医療や介護保険が標的にされている。そのため、賃上げの恩恵も薄く、年金も毎年目減りするなかで、医療・介護保険の負担増による高齢者の生活は一層厳しくなる。

＜Ⅴ＞高齢者医療「3 割負担」の阻止に向けて

以上のように、高額療養費の負担上限の引上げや、OTC 類似薬の「特別の料金」(保険外負担)の導入をはじめ、75 歳以上の 2 割負担対象者の拡大など、高齢者医療の負担増が進められており、特に「現役の保険料負担の軽減」と「現役と高齢者の負担の公平性」を盾に、高齢者医療費の「原則 3 割負担」などの負担増(給付削減)の動きが今後、一層強まってくる。

この流れに歯止めを掛けるには、負担増(給付削減)に反対する患者、国民、高齢者等の声を政治に届けるとともに、2027 年統一地方選挙を皮切りに、現在の政治状況を変えていく必要がある。

◆熊本地震への支援カンパの協力を

7 月 28 日夕刻に発生した熊本地震では、多数の死傷者が出ています。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。現在、酷暑の中で多くの被災者が厳しい避難生活を強いられています。

会員の皆様にも、被災者支援のためのカンパ活動へのご協力をお願い致します。カンパ金は、連合 OBOG 会の(ゆちょ口座)『10160 記号 60083651』への振込をお願い致します。

(OBOG 会事務局長 小島 茂)